国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	う。）
	(ｱ)　平成十三年度市場公募都市（特別区及び平成十三年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの
	(ｲ)　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　一般公共事業（治山事業（直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村七十六・〇％分」という。）
	(ｱ)　平成十三年度市場公募都市に係るもの
	(ｲ)　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	ウ　一般公共事業（港湾事業、海岸事業（侵食対策事業に限る。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、災害関連（湛水防除）事業、災害関連（激甚災害対策）事業、災害関連（各種災害関連現年分）事業（災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十六・〇％分」という。）
	(ｱ)　平成十三年度市場公募都市に係るもの